

令和4年 No.12

○東京学芸大学公開講座規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

公開講座の種類の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年3月23日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学公開講座規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年3月24日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規程第10号

東京学芸大学公開講座規程の一部を改正する規程

東京学芸大学公開講座規程（平成15年規程第5号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学公開講座規程の一部改正について

改正理由：公開講座の種類の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(種類)</p> <p>第2条 本学の公開講座は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>東京学芸大学オープンセミナー</u></p> <p>(2) 高等学校と本学との連携により設けられる公開講座（以下「高大連携講座」という。）</p> <p>(3) <u>特別公開講座</u></p> <p>第2章 <u>東京学芸大学オープンセミナー</u></p> <p>(目的)</p> <p>第3条 <u>東京学芸大学オープンセミナー</u>（以下この章において「セミナー」という。）は、本学の教育・研究の成果を広く社会に公開し、受講者への学習機会の提供及び資質の向上に資することを目的とする。</p> <p>(開設区分等)</p> <p>第4条 <u>セミナーは、次の各号に掲げる区分により開設するものとする。</u></p> <p>(1) <u>学芸公開講座</u></p> <p>(2) <u>Explayhub（エクスプレイハブ）</u></p> <p>2 <u>前項第1号の学芸公開講座は、学外機関との協定に基づき、連携協力して開設し、学外機関がその運営主体となり、企画及び運営を担当する。</u></p> <p>3 <u>第1項第2号のExplayhubは、一般社団法人東京学芸大Explayground推進機構（以下「Explayground」という。）と連携協力して開設し、Explaygroundがその運営主体となり、企画及び運営を担当する。</u></p> <p>(開設手続等)</p> <p>第5条 <u>社会連携推進本部</u>（以下「推進本部」という。）は、第3条に規定する目的を果たすため、開設するセミナーの基本方針を策定する。</p> <p>2 <u>セミナー運営主体は、前項に規定する基本方針に則ったセミナーの企画及び運営等について記載した事業計画書を事業開始前に本学に提出し、推進本部の承認を得るものとする。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(種類)</p> <p>第2条 本学の公開講座は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>一般公開講座</u></p> <p>(2) 高等学校と本学との連携により設けられる公開講座（以下「高大連携講座」という。）</p> <p>(3) <u>現職教員講座</u></p> <p>(4) <u>特別公開講座</u></p> <p>第2章 <u>一般公開講座</u></p> <p>(目的)</p> <p>第3条 <u>一般公開講座</u>（以下この章において「講座」という。）は、本学の教育・研究の成果を広く社会に公開し、受講者への学習機会の提供及び資質の向上に資することを目的とする。</p> <p>(開設等)</p> <p>第4条 <u>本学の専任教員は、講座を開設し、その講座の講座責任者になることができる。</u></p> <p>2 <u>講座責任者は、講座の企画及び運営を担当する。</u></p> <p>(開設手続等)</p> <p>第5条</p> <p><u>講座責任者は、講座の内容等について、社会連携推進本部（以下「推進本部」という。）の承認を得るものとする。</u></p>

3 セミナー運営主体は、前項に規定する事業計画書に基づき、事業を開設・実施するものとし、事業終了後は、速やかに事業報告書を本学に提出し、推進本部の承認を得るものとする。

(講習料)

第6条 セミナーの講習料については、セミナー運営主体が事業計画書の中で別に定める。

第3章 高大連携講座

(目的)

第7条 高大連携講座（以下この章において「講座」という。）は、高校生に大学水準の教育を体験する機会を提供し、もって幅広い教養を身につける一助とするとともに、学問に対する関心や探究心の高揚に資することを目的とする。

[省略]

(講習料)

第14条 講座の講習料の額は、別に定める。

2 講習料は、前納とし、一旦納入された後は、受講者が受講を取りやめた場合であつても返還しない。

2 講座の開設時期及び期間は、本学における授業に支障のない範囲において定めるものとする。

(講習料)

第6条 講座の講習料の額は、別に定める。

2 講習料は、前納とし、一旦納入された後は、受講者が受講を取りやめた場合であつても返還しない。

第3章 高大連携講座

(目的)

第7条 高大連携講座（以下この章において「講座」という。）は、高校生に大学水準の教育を体験する機会を提供し、もって幅広い教養を身につける一助とするとともに、学問に対する関心や探究心の高揚に資することを目的とする。

[省略]

(講習料)

第14条 第6条の規定は、講座の講習料について準用する。

第4章 現職教員講座

(目的)

第15条 現職教員講座（以下この章において「講座」という。）は、主に現職教員を対象とし、教員としての資質及び教授能力の向上に資することを目的とする。

(開設等)

第16条 本学の専任教員は、講座を開設し、その講座の講座責任者になることができる。

2 講座責任者は、講座の企画及び運営を担当する。

(開設手続等)

第17条 講座責任者は、講座の内容等について、推進本部の承認を得るものとする。

2 講座の開設時期及び期間は、本学における授業に支障のない範囲において定めるものとする。

3 講座の受講対象者は、教育職員免許状を有し、教員としての資質能力の向上に意欲がある者とする。

第4章 特別公開講座

(目的)

第15条 特別公開講座（以下この章において「講座」という。）は、本学が学外の機関からの委嘱を受けて特別に開設する公開講座とする。

(開設時期及び期間)

第16条 講座の開設時期及び期間は、本学が委嘱機関と協議し、必要と認めた開設時期及び期間に実施する。

(受講対象者)

第17条 講座の受講対象者は、講座の開設の趣旨に応じて、本学が委嘱機関と協議し、定めるものとする。

(講習料)

第18条 講座の講習料は、原則として徴収しない。ただし、これにより難しい場合は、第14条の規定を準用する。

第5章 その他

(報告)

第19条 推進本部は、公開講座（特別公開講座を除く。）の実施について教育研究評議会に報告するものとする。

(事務)

第20条 公開講座の実施に関する事務は、関係各課の協力を得て財務・研究推進部研究・連携推進課が処理する。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、推進本部の議を経て学長が別に定める。

〔省略〕

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(講習料)

第18条 第6条の規定は、講座の講習料について準用する。

第5章 特別公開講座

(目的)

第19条 特別公開講座（以下この章において「講座」という。）は、本学が学外の機関からの委嘱を受けて特別に開設する公開講座とする。

(開設時期及び期間)

第20条 講座の開設時期及び期間は、本学が委嘱機関と協議し、必要と認めた開設時期及び期間に実施する。

(受講対象者)

第21条 講座の受講対象者は、講座の開設の趣旨に応じて、本学が委嘱機関と協議し、定めるものとする。

(講習料)

第22条 講座の講習料は、原則として徴収しない。ただし、これにより難しい場合は、第6条の規定を準用する。

第6章 その他

(報告)

第23条 推進本部は、公開講座（特別公開講座を除く。）の実施について教育研究評議会に報告するものとする。

(事務)

第24条 公開講座の実施に関する事務は、関係各課の協力を得て学務部現職教育支援課が処理する。

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、推進本部の議を経て学長が別に定める。

〔省略〕